

## きんしん法人インターネットバンキングにおける不正な払戻し被害の補償について

## 金沢信用金庫

当金庫では、法人のお客さま（個人事業主を含みます）がきんしん法人インターネットバンキングにおける不正な払戻し被害に遭われた場合、下記のとおり補償いたします。

## 記

## &lt;補償概要&gt;

お取扱開始日	平成27年5月1日（金）					
対象となるお客さま	「きんしん法人インターネットバンキング」をご契約いただいているお客さま					
補償の対象	第三者がお客さまのID・暗証番号等を不正に取得し、法人インターネットバンキングを不正に利用したことにより被るお客さまの損害 ※不正な払戻しにかかる手数料に相当する金額も補償の対象となります。					
補償限度額	法人インターネットバンキング利用の1口座につき <table border="1"> <tr> <td>電子証明書方式</td> <td>年間1,000万円</td> </tr> <tr> <td>ID・パスワード方式</td> <td>年間500万円</td> </tr> </table> ※年間とは、5月1日から翌年4月30日までとします。		電子証明書方式	年間1,000万円	ID・パスワード方式	年間500万円
電子証明書方式	年間1,000万円					
ID・パスワード方式	年間500万円					
補償を受けるための要件	本補償の適用を受けるためには、以下のセキュリティ対策を行っていただく必要があります。 <b>【お客さまに行っていただくセキュリティ対策】</b> ①パソコンにセキュリティ対策ソフト（当金庫が提供している「Rapport」または市販のセキュリティ対策ソフト）を導入するとともに、最新の状態に更新すること。 ②当金庫が指定している推奨環境の基本ソフト（OS）やブラウザを使用していること。 ③本人認証方式に電子証明書方式を採用し、正規の手順で電子証明書を利用していること。 ④法人インターネットバンキングにおける各暗証番号を定期的に変更していること。					
補償対象外や補償減額となる場合	①不正な払戻し被害が発生した日から30日以内に当金庫に通知がなかった場合。 ②不正な払戻し被害が発生した場合の、当金庫による調査や警察による捜査にご協力いただけない場合。 ③「補償を受けるための要件」の <b>【お客さまに行っていただくセキュリティ対策】</b> が実施されていない場合。（注） ④お客さままたはお客さまの従業員の故意、重大な過失または法令違反による損害の場合。 ・正当な理由なく、他人にID・暗証番号等を回答してしまった場合。 ・パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、ID・暗証番号等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合。 ・当金庫が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、不用意にID・暗証番号等を入力してしまった場合。 ⑤お客さまに上記④と同程度の注意義務違反が認められた場合。 ⑥戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な払戻しが行われた場合。					

（注）「補償限度額」欄に記載のとおり本人認証方式に「ID・パスワード方式」をご利用されている場合、補償限度額は年間500万円となります。

以上

※上記<補償概要>は平成27年5月1日現在のものであり、補償の取扱いを中止または変更する場合があります。